

原議保存期間	10年（令和15年12月31日まで保存）
施行文書保存期間	1年（令和6年12月31日まで保存）

運 免 乙 達 第 1 号
令 和 5 年 2 月 1 3 日

関係所属長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

取消処分者講習の運用について（通達）

対号 令和3年2月9日付け運免甲達第2号「取消処分者講習の運用について（通達）」

取消処分者講習（以下「講習」という。）については、対号に基づき運用されているところであるが、この度、妨害運転等を行った運転者の運転行動の改善を図ることを目的としたディスカッション形式の指導を新たに導入することとしたことに伴い、下記のとおり所要の改正を行い、令和5年4月1日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は同日をもって廃止する。

記

第1 基本的留意事項

1 講習対象者

講習は、取消処分者等及び準取消処分者等を対象とする。ただし、当該講習対象者のうち、以下のいずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象とする。

- (1) 運転免許（以下「免許」という。）の取消事由に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者
- (2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

2 講習指導員及び運転適性指導員

(1) 講習指導員の要件

石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する講習においては、

警察職員の中から次の要件に該当する者を講習指導員として必要数確保するとともに、運転適性検査、技能診断等の業務に必要な補助者についても確保すること。

ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。

イ 講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けていること。

ウ 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。

エ 人格、識見ともに優れていること。

オ 飲酒取消講習以外の講習（以下「一般の講習」という。）を実施する場合において、「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第1及び別表第2）に定める、ディスカッション指導の講習科目を行う指導員については、交通心理学の専門家等による教養を受けていること。

カ 飲酒取消講習を実施する場合において、「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第3及び別表第4）に定める、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッション指導の各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けていること。

(2) 運転適性指導員の要件

指定講習機関が実施する講習においては、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第5条各号の要件に該当する運転適性指導員を必要数確保させるものとし、これ以外の者を運転適性指導に従事させないこと。

なお、同条第5号の要件を満たす者は、「指定講習機関に関する規則第5条第5号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件」（平成14年国家公安委員会告示第36号）により国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修）を終了した者又は別に定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者とする。

一般の講習を実施する場合においては、「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第1及び別表第2）に定める、ディスカッション指導の講習科目を行う指導員に、交通心理学の専門家等による教養を受けさせること。

また、飲酒取消講習を実施する場合においては、「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第3及び別表第4）に定める、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッション指導の各講習科目を行う指導員に、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けさせること。

(3) 講習指導員等の資質の向上

講習指導員及び運転適性指導員（以下「講習指導員等」という。）については、別に定めるところによる実務実習を実施するほか、教養及び研修会を随時開催し、知識、指導能力等の向上に努めること。

なお、研修会等の開催に当たっては、心理学等に関する専門家、学識経験者等を招致するなど、その内容の充実に努めること。

(4) 講習指導員等の服装

講習指導員等の服装は、活動に便利なもので、かつ、講習指導員等としてふさわしいものとする。

3 講習施設

所要の受講者を収容できる必要な教材を備えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保すること。

なお、講習を行う施設、教室等については、講習を最も効果的に行うことができるように専用のものを整備するよう努めること。

4 講習用教材

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第2項第3号に基づき、講習用教材を次のように整備すること。

(1) 教本及び視聴覚教材等

講習で使用する教本は、別添第1の内容について正確にまとめられたものを使用すること。

また、当県の交通実態に関する内容の資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するとともに、ディスカッション指導において用いる資料（以下「ディスカッション資料」という。）及び筆記による検査において用いる運転適性検査用紙を必要数整備すること。

飲酒取消講習においては、アルコールチェッカー（アルコール検知器）、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を必要数整備すること。

(2) 自動車等

コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）が実施できるよう、自動車及び原動機付自転車を必要数整備すること。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオート

マチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

(3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）が実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備すること。

(4) 運転適性検査器材

運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を必要数整備すること。

(5) 実車による指導に必要な器材等

実車による指導に必要な無線信号灯等の器材を整備するよう努めること。

5 指定講習機関の指定

指定講習機関の指定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所（以下「一般社団法人等」という。）から指定の申請があった場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項第1号、規則第5条及び第6条の各要件について、当該一般社団法人等に直接赴いて確認するとともに、法第108条の4第3項各号に定める欠格事項のいずれにも該当しない一般社団法人等であることの確認を行った後、厳格な審査により指定の可否を判断すること。

6 講習対象者の区分

指定講習機関に行わせることができる講習の対象者は、前記1の講習対象者のうち、指定講習機関における講習の適正かつ確実な実施に配慮して、公安委員会が定めるものとする。

7 予算措置

講習に使用する施設、教材、器材等の整備に必要な予算措置について、特段の配慮をするとともに、指定講習機関に対しても施設等の充実に努めるよう指導すること。

第2 講習実施上の留意事項

1 受講申請の受付等

(1) 受講日時の指定等

講習に関する受講相談、受講資格の確認、受講の日時・場所の指定等の手続は、公安委員会が行うものとする。

なお、受講日時・場所の指定に当たっては、受講対象者本人であること及び受講資格の確認を確実にを行うとともに、受講者の利便性を考慮し、免許の取消処分を行

う際に制度の説明と併せて電話等の予約による受講を教示し、円滑な指定に努めること。

(2) 受講申請の受付

受講申請は、公安委員会の指定に基づいて、公安委員会又は指定講習機関において受け付ける。

なお、指定講習機関に直接受講申請があった場合には、直ちに公安委員会に報告させ、公安委員会から日時・場所の指定を受けた後に受け付けさせること。

(3) 受講申請書類等

受講申請書のほか、写真2枚を提出させること。

2 講習時間及び実施期間

講習時間は13時間（府令第38条第2項第5号）とし、一般の講習は、13時間を連続2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続で実施することができない場合には、近接した日に第2日目を指定すること。

飲酒取消講習は、13時間を2日間で行い、第2日目については、第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施すること。ただし、やむを得ずこれにより難しい場合には、第1日目を起算日として30日を経過する日に近接した日に第2日目を指定すること。

3 学級編成

(1) 学級編成の基本

1学級の編成は、1グループ3人を単位として計9人の編成を基準とする。

(2) 講習指導員等の配置

1グループにつき講習指導員等1人を配置するとともに、1学級につき補助者を1人充てることを原則とする。

なお、指定講習機関にあっては、法第108条の5第1項の規定により、運転適性指導には運転適性指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても運転適性指導員を充てること。

(3) 講習学級の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、四輪車や二輪車の学級編成を行い、講習対象者の区分は、原則として、受講者が得ようとしている免許の種類に応じて行うものとするが、当該種類に係る運転技量が著しく未熟な場合等、講習の効果が十分期待できないと認められる場合は、この限りでない。

4 運転適性指導

運転適性指導は、筆記による検査、口頭による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。

(1) 筆記又は口頭による検査に基づく指導

筆記による検査は、「科警研編73C」又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うこと。

なお、運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付すること。

(2) 器材使用による指導

器材使用による指導は、検査結果を記載した診断票を使用して実施し、これに基づいて安全運転の心構えを指導すること。

(3) 実車による指導、運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導の場所の設定

現に仮免許を保有する受講者に対し、四輪車により運転技能診断をする場合、講習効果の観点から、原則として道路において行うこととし、その際には、講習用車両に「講習中」である旨を表示する標識及び法第87条第3項に規定する「仮免許練習中」の標識を見やすい位置に掲示すること。

その他の受講者に対する技能診断については、コースにおいて行うこと。

技能診断を実施する場所及び内容（以下「講習路」という。）については、四輪車学級については別添第2「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」、二輪車学級については別添第3「二輪車技能診断課題設定の基準」に基づき、設定すること。

イ 使用車両

受講者が受けようとする免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置をとることができる。

(ア) 大型免許を受けようとする者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(イ) 中型免許を受けようとする者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(ウ) 準中型免許を受けようとする者は、普通自動車を使用すること。

(エ) 大型自動二輪免許を受けようとする者は、普通自動二輪車を使用すること。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させること。

ウ 運転技能診断

運転技能診断は運転技能診断票を使用して行い、終了後に当該診断票を受講者本人に交付すること。

なお、運転技能診断票の様式は、別記様式第1に準じて各都道府県において作成すること。

エ 運転シミュレーター操作による指導

(ア) 実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険場面等について運転シミュレーターの操作により疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うこと。

(イ) 使用する運転シミュレーターは、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用とする。ただし、原付免許を取得しようとする者に対しては、原動機付自転車用の運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができるものとする。

5 講習指導案

一般の講習については「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第1及び別表第2）に、飲酒取消講習については「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第3及び別表第4）に準拠し、13時間の範囲において講習指導案を作成の上、実施すること。

なお、降雪等の悪天候等の事情により予定していた講習科目の実施が困難な場合は、現場の状況により講習科目等を適宜変更しても差し支えない。

6 講習終了証明書の交付

講習を終了した者に対し、別記様式第2「取消処分者講習終了証明書」に受講申請時に提出を受けた写真1枚を貼付して交付し、副本にも同様に写真を貼付して保管すること。

なお、指定講習機関において講習終了証明書を交付したときは、その写しを公安委員会に送付させること。

7 講習終了証明書の再交付

講習を終了した者が講習終了証明書を亡失、滅失又は毀損し、再交付を求めた場合は、再交付申請書により申請させた上で、保管している副本の写しを交付すること。また、指定講習機関が再交付した場合には、その旨を公安委員会に報告させること。

なお、講習受講後、住所地を他の公安委員会の管轄する地域に移動した者が講習終了証明書の再交付を申請する場合には、現住所地を管轄する公安委員会を経由して、講習を実施した公安委員会又は指定講習機関に申請させること。

第3 指定講習機関に対する指導上の留意事項

1 指定講習機関に対する指導・監督

指定講習機関と連絡を密にしつつ、規則の関連規定に基づき、随時必要な命令、報告又は資料の提出要求、講習の立会検査等を実施するなど、講習が適正かつ確実に行われるよう特段の配慮をすること。

2 初心運転者講習との区分の明確化

指定講習機関の指定は、講習の種類を特定して行うので、法第108条の6に規定す

る講習業務規程の申請・変更、規則第11条に規定する講習結果報告書の提出等の各種手続については、初心運転者講習に係る手続とは明確に区分して行わせること。

3 講習業務規程の変更等に係る指導

法第108条の6の規定により、指定講習機関は、講習の時間、休日、場所、実施方法等規則第10条に定める事項について講習業務規程を定め、公安委員会の認可を受けなければならないが、これらの事項に変更が生じた場合についても認可が必要であるので、確実に変更の認可申請をさせること。

また、指定講習機関の講習の休廃止については、法第108条の10の規定により公安委員会の許可が必要となるので、休廃止を行おうとするときは、特別な事情がない限り、十分な時間的余裕をもって申請するよう指導すること。

4 保秘の徹底

法第108条の7第1項の規定により、指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者には秘密保持義務が課せられており、また、同条第2項の規定により、講習の業務に従事する指定講習機関の役員及び職員は、いわゆる「みなす公務員」とされている。したがって、指定講習機関としての事務とその他の事務との分掌を明確に区分して、適正な業務管理に努めさせるとともに、受講者に関する情報はもとより、講習に係る各種情報に対する保秘を徹底するよう指導すること。

5 講習実施に伴う連絡等

講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持・向上を図るため、規則第18条の規定に基づき、公安委員会と密接な連絡をとるよう指定講習機関を指導するとともに、指定講習機関が講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供等を行うこと。

6 実施結果の報告

指定講習機関において講習を実施したときは、別記様式第3に準じて「取消処分者講習実施結果報告書」を作成させ、講習終了当日に公安委員会に報告させること。

7 講習受講済の登録等

公安委員会は、講習を実施し、又は指定講習機関から6の報告を受けたときは、速やかに講習終了者についての登録、整理等を行うこと。

第4 その他

1 講習効果の測定

講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めること。

2 各種事故の防止

公安委員会及び指定講習機関は、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員等に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車による技能診断に際しては、受講者にヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対応できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するとともに、指定講習機関において講習に関して発生した各種事故については、速やかに公安委員会に報告させること。

別表第1 取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのことを助言する。	60分	個別的指導			
	運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	120分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免許を有する者…道路 仮免許を有しない者…コース 受講者全員に対し補助者1人
	ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転(行動)に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するように指導する。	60分	討議形式	受講者6人以下につき、 担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を理解させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。 場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ昨日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講者全員に対し補助者1人
		(1) 運転適性・技能診断	運転適性・技能診断書を見せなが					

第2日	安全運転実行のための指導・助言	断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	ら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。	90分	個別的指導			
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわらず、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にはできない。毎日を訓練のつもりです。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第2 取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	運転技能の診断(1-1)	(1) 診断のねらいと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した技能診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断(1-2)	(1) コースでの技能診断 (2) チェックリストによる長所、短所の説明 (3) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	前回の技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点や運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は集団走行させ、補助者が先導する。
	運転適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	60分	個別的指導			
	ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転(行動)に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するよう指導する。	60分	討議形式	受講者6人以下につき、 担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
		課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などから	はじめに、運転技能の診断1-1と同じ慣熟走行を実施し、昨日の技能診断による指導が生かされているかを確認する。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないこと				大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 実施方法は、運転技能の診断1-1に同じ。

第2日	運転技能の診断(2)	の飛び出しに警戒を強めること (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること	を指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、運転技能の診断1-1と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、昨日の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	運転適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。	90分	個別的指導			
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第3 飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼 気 検 査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導 入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	90分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免許を有する者…道路 仮免許を有しない者…コース 受講者全員に対し補助者1人
	運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのことを助言する。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、 担当者1人	ワークブック	
	呼 気 検 査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器	
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を理解させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたとき	車の動きが第1日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ第1日目の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることに	60分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	

第2日		は、減速することを考えて運転すること。	なる。					
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	運転適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個々人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
	ディスカッション指導	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識を持たせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以下につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

- 備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
2 アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）とは、WHO（世界保健機関）が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。
3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第4 飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼 気 検 査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導 入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断（1）	(1) 診断のねらいと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	90分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	運転適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコールの依存度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、 担当者1人	ワークブック	
	呼 気 検 査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器	
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	
		課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること (2) 駐停車車両の陰、	はじめに、運転技能の診断(1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日目の技能診断による指導が生かされているかを確認する。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況				大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 実施方法は、運転技能の診断（1）に同じ。

第2日	運転技能の診断(2)	小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること	に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、運転技能の診断(1)と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	運転適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標達成程度の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個々人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
	ディスカッション指導	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識を持たせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわらず、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気づき、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)とは、WHO(世界保健機関)が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別添第 1

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近 5 年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置がとれるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が留意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑^{げん})について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組等

について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度(初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習等)について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転5則

(1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢を踏まえて自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別添第 2

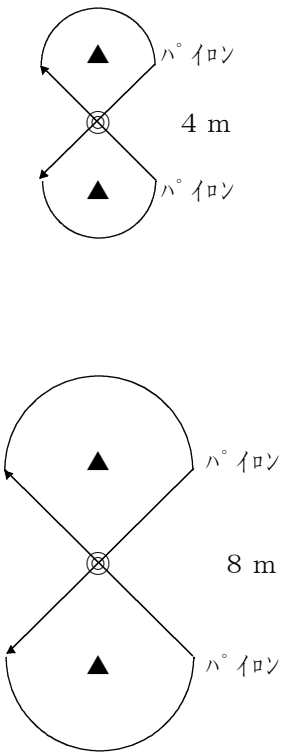
四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

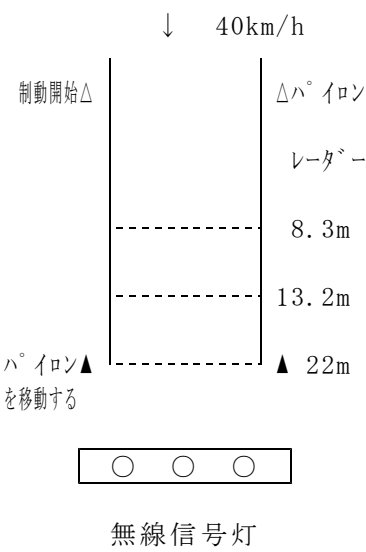
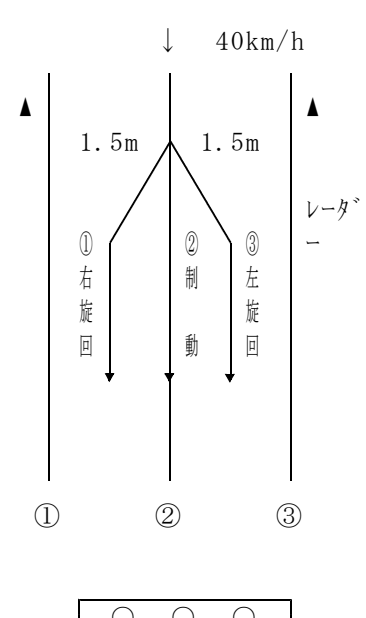
実施場所別	講習路の形状	診断の着眼点
1 道路 (所要時間 15～20分) (走行距離 4～5 km)	普通免許の技能試験コースに準じたものとし、 (1) 広路 (往復 2 車線の内側) 交通量の少ない所を 1 箇所入れた方がよい。 (2) 狭路 商店街 (ない場合は、細街路) 住宅街 (3) 歩車道の区分の有無 (1)、(2)ともできれば両側に あるところ	速度の加減速の状況 飛び出しに対する警戒の仕方 歩行者、自転車への応じ方
2 コース (所要時間 10～15分) (走行距離 2～3 km)	(1) 外周、外回り (2) 外周、内回り (3) クランク S 字 (4) 見通しの悪い交差点 直線、右折、左折	速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき 減速調整 飛び出しに対する警戒状況

別添第 3

二輪車技能診断課題設定の基準

課題	課 題 設 定 の 基 準	指導のねらい
1 慣熟走行		①最初は低速で外周を走行する。 ②2回目は外周3周を走行後、S、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。 ③受講者が走ったとの感を持つまで走行する。
2 目標制動	↓ 40km/h	①40km/hで行う。ただし、原付は30km/hとする。 ②前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。 ④後輪ブレーキは13.2m以下ではロックするので、1回限りとする。 ⑤ギアは4速以上とする。(エンジンブレーキがかからないため) ⑥走行順序は、技能の高い受講者からとする。
3 コーナリング		①一定の速度で旋回させる。 ②指示速度は、10km/hから2～3km/hずつ上げる。 ③半径10m円が設置できない場合は、半径7mでもよい。 ④受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講者が半周する時間を計測し、速度に換算の上、記録する。 ⑤指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。

4 スラローム		① パイロンの間隔は、4 m と 8 m の 2 種類とし、4 m から始める。 ② 走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。 ③ 他の受講者に通過時間を計測させる。	○パイロンの短いコースでは車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。 ○わずかな速度超過、操作遅れでパイロンをクリアできないことを認識させる。
5 8 の字旋回		① パイロン間隔 4 m では単独走行させ、順次旋回半径を短くさせる。 ② パイロン間隔 8 m では 2 台同時に走行させ、4 周した後離脱し、次の受講者を進入させる。	○低速度でのコース取りの難しさを認識させる。

6 緊急制動		① 40km/h~50km/hで行う。ただし、原付は30km/h~40km/hとする。 ② 後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③ 制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。 ④ ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。 ⑤ 1人乗り制動が終わった時点で2人乗り制動を行う。	○ 制動の限界を認識させる。 ○ 2人乗りブレーキの特性を理解させる。
7 緊急回避		① 指示速度を必ず守らせる。 ② まず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講者に停止距離を測定させて記録させる。 ③ 3種類の合図を定めてランダムに合図を出させ、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定、記録させる。最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中で全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後、再開する。 ④ 車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。	○ 認知、判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験し、安全運転の本質を理解させる。

別記様式第 1

運 転 技 能 診 断 票

所属		氏名	歳	年 月 日実施
年 月 日生		年 月 日 免許取得		
発進時及び その直後の印象				
注 意 の 仕 方	視 点……	近い、 一点集中、 片寄り、 むら		
	状況確認……	中途半端、 遅れ、 見落とし、 わき見		
	危険予測……	殆どなし、 甘い、 やや甘い		
運 転 操 作	ハンドル……	ふらつき、 とられ、 遅れ、 急、 やや急	評 価 値	
	ブレーキ……	遅れ、 急、 やや急、 不要、 予告制動、 ハンドブレーキ		
	アクセル……	むら、 急、 やや急、 エンジンブレーキ		
	クラッチ……	足のせ、 急、 早切り、 不要		
	そ の 他……	全般にあらい、 操作を急ぐ、 ドアロック、 シートベルト		
走 行 特 徴	合 図……	遅れ、 やや遅れ、 忘れ	評 価 値	
	速 度……	早すぎ、 徐行せず、 遅すぎ、 流れにのれず		
	停 止……	位置出すぎ、 不完全停止、 不停止		
	信 号……	無視、 軽視、 見込み発進		
	標識・標示……	無関心、 軽視		
	交 差 点……	右小回り、 左大回り、 まごつく、 追い越し、 他車妨害		
	誘 導……	中央線オーバー、 ジグザグ、 走行位置、 通行区分		
	交差判断……	車間距離、 追い越し、 進路変更、 すれ違い		
	弱者保護……	寄りすぎ、 早すぎ、 無関心、 排除		
性 格 的 特 徴 ・ 運 転 態 度	衝 動 性……	先急ぎ、 せっかち、 あせる、 軽率	評 価 値	
	攻 撃 性……	排他、 拒否、 無視、 わがまま		
	自己顕示性……	かっこうをつける、 あえて無理をする		
	気分易変性……	調子っぽい、 気分左右される、 すぐ興奮する		
	神 経 質……	緊張しすぎ、 遅い、 集中できず、 気づかい		
	抑うつ性……	おどおどする、 なんとなく弱気		
	粘 着 性……	転換わるい、 無我夢中、 反応にぶり、 もたつく		
	意志解消……	ぼんやり、 勘違い		
	特 異 性……	突飛、 ぶつぶついう、 はな唄まじり、 状況を全く考慮しない		
走 行 中 の 印 象				

【 開始 】 時 分：【 終了 】 時 分：【 走行キロ 】 ～

総 合 評 価 値		車中談による安全意識の評価値
事故	免許取得後 () 回 過去2年以内 () 回 (かすり傷程度の事故も)	内容： 内容：
違反	免許取得後 () 回 過去2年以内 () 回	内容： 内容：
いつもは（あるいは以前は）、 どんなことに気を配って運転 していますか		
最近、自分の運転が変わったと 思いますか。 それはどうしてでしょうか		
ハットした回数 (そのときの状況は)		(1) ハットしただけ () (2) 思わず操作の変更を指示した () (3) 右足が補助ブレーキの方に動いた ()
診断者がハットしたとき、 被診断者が それをどのように感じたか。		(1) 別にどうも思わなかった (2) なんとなく、危険を覚えた (3) やや危険に思った (4) ハットした (5) ブレーキに足をやるか、ハンドルで回避しようとした
アドバイスされた内容について どのように感じたか		(1) それに気付いていなかった 【具体的に】 (2) そう言われれば、そのように思う (3) 部分的に、そのとおりだと思った (4) まったく、そのとおりだと思った (5) 自分に当てはまらないと思った
自分にどのような運転時のクセ があると思っていたでしょうか		
それが運転時に、 危険として あらわれないように、 どの程度の努力をしていたか		(1) とくに改善しようなどとは思わなかった (2) ときどき、思い出すたびに改善を試みていた (3) いつもとはいえないが、大体において改善に努めていた (4) 改善しようと思いながら運転することが多かったといえる (5) その他 ()

別記様式第2

第	号	
		写 真 貼 付 押 出 し ス タ ンプ
取消処分者講習終了証明書		
住 所		
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に		
掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。		
年 月 日		
		実 施 機 関 印

- 備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 3

取消処分者講習実施結果報告書				
年 月 日				
公安委員会 殿				
指 定 講 習 機 関 名 管 理 者				
下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を 年 月 日に終了したので報告する。				
番 号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所	指導員氏名
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。